

◆条例案について

◇パブリックコメント（4/15～5/14）

意見1件 別紙のとおり

◇前回会議での指摘事項等の考え方

・こどもの権利を保障するための役割のうち、第10条 保護者の責務 について
こどもの育ちにおいて家庭が果たす重要な役割と、保護者が持つ主たる責任を明確にした規定です。保護者は、こどもの権利を守る第一の責任者として、こどもの安全・健康・発達を保障し、愛情ある養育と適切な判断・支援を行うよう努めることが求められており、責務として「努めなければなりません。」という表記としています。

◇パブリックコメント以降の変更点など

・こどもの権利擁護委員会について、附属機関の位置付けのため、所掌事務や構成を明文化
人選基準としては、専門性、中立性、児童福祉や法務、教育等の経験を重視し、多様性を考慮して選定。弁護士や大学教授など専門性の高い人材を想定します。
施行期日は、令和9年4月1日を予定します。

（こどもの権利擁護委員会）

第24条 市は、こどもの権利を擁護し、相談対応、調査救済及び必要な助言等を行うため、こどもの権利擁護委員会を設置します。

↓

第24条 市は、こどもの権利侵害に対する救済及び回復等を目的として、こどもの権利擁護委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。

2 保護者、地域住民等及び育ち学ぶ施設の関係者は、こどもの権利擁護委員会の活動に協力します。

3 こどもの権利擁護委員会は、市のこどもの施策等を所管する部署とは独立した機関とし、次の各号に掲げる職務を行います。

- (1) 申し立てのあった権利侵害事案に対する調査及び調整
- (2) 関係者への是正勧告
- (3) 前号の是正勧告を受けた者に対する報告要求
- (4) 第22条の規定により設置する相談窓口への助言及び支援

4 委員会は、学識経験者及び児童福祉、法務又は教育に関し専門的知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する3人以内の委員で組織します。

5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とします。ただし、委員の再任は妨げません。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に規則で定めま
す。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、第24条の規定は、公布の
日から起算して1年を超えない範囲において規則で定める日から施行します。

◆条例の実効性を高める取組について

別紙 こどもの権利条例に向けたこどもまんなかミーティングほか（これまで・今後
の予定）

（1）実効性を高める取組

- ・条例の条文には、個別の施策や運用の細部まではすべて書き切れていない。
- ・そのため、これまでの意見交換等を踏まえ、各条文にどのような考え方や内容が含ま
れているのかを共有する。
- ・その上で、今後何をしていくべきか、またこどもの権利を保障する役割を各主体がど
のように認識し、果たしていくかを考える機会を設ける。
- ・こうした取組を通じて、市として全庁的に周知し、具体的な実施につなげる。

（2）市民を中心とした情報発信

- ・条例施行後も、広報等を通じて、条例の趣旨や支援内容を分かりやすく継続的に発信
していく必要がある。
- ・「関市こども未来みんなのひろば」などが啓発活動の発信役となり、ワークショップ
やイベント等を実施する。
- ・これにより、条例が市民共通のルールとして定着し、守っていこうとする機運を醸成
する。あわせて、継続的な周知啓発に努める。

【意見等の募集結果】

- ◆案件番号 116
- ◆案件名 関市こどもの権利条例(案)
- ◆担当課 子ども家庭課 電話番号:0575-23-7119 (直通)
- ◆意見等の募集期間 令和8年4月15日(水) から 令和8年5月14日(木) まで
- ◆意見等の提出状況

意見等提出者数	1人	
(提出方法別内訳)	① 書面(直接提出)	0人
	② 郵便	0人
	③ ファクシミリ	0人
	④ 電子メール	1人
意見等の総数	1件	
(ご意見等の取扱い)	① 案を修正するもの	0件
	② 既に案に盛り込んでいるもの	1件
	③ 今後の参考とするもの	0件
	④ 意見として伺ったもの	0件

「関市こどもの権利条例(案)」に対しまして、貴重なご意見等をいただき、心より感謝申し上げます。
 なお、ご意見等については、原文を一部要約して掲載しておりますのでご了承ください。みなさまからいただきましたご意見等の趣旨をよく踏まえた上で「関市こどもの権利条例」の制定を行い、今後も適切に事業の推進を図ってまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

関市こどもの権利条例(案)に対する意見の概要と
市の考え方

令和8年5月

関市 子ども家庭課

「関市こどもの権利条例（案）」に対していただいたご意見とこれに対する市の考え方

番 案 号 件	分 割	番 意 号 見	頁 ・ 行	意 見 内 容	市 の 考 え 方
116		1	P3 P5 P7	<p>以下のそれぞれの項目に、どのような思いが込められているのか知りたい。</p> <p>4 安全に安心して生きる権利 (4) 一人一人の発達段階にふさわしい生活ができること 15 療育・発達支援 22 相談及び支援</p> <p>こどもが「自分らしく、安心して、自分のペースで生きていいんだ」と感じられる。こどもも保護者も「安心して」相談できる。過度な負担を強いられない。子育てに孤立や不安、負担を感じることなく、非難されず安心できる。</p> <p>このような思いが込められているのか、伝えてほしい。</p>	<p>4－(4)は、こども一人一人が、それぞれの年齢や発達の状況に応じて、自分らしく、無理なく、安心して生活できることを大切にしています。こどもが自分のペースで育ち、安心して日々を過ごせるよう、適切な環境や養育、遊び、学びが保障されることを趣旨としています。</p> <p>15は、発達の個人差に応じた切れ目のない支援を通じて、こどもがその子らしく育ち、必要な支援を受けながら地域の中で健やかに成長できるようにすることを大切にしています。市や育ち学ぶ施設等が連携し、こどもと保護者が孤立したり、不安を抱え込んだりすることなく、早い段階から安心して支援につながることを目指しています。</p> <p>22は、こどもや保護者が、悩みや困りごとを一人で抱え込まず、気軽に、安心して相談できる環境を市が整えることを定めています。相談しやすさを確保することで、こどもも保護者も非難されることなく支援につながり、安心して子育てや生活ができるようにすることを趣旨としています。</p> <p style="text-align: right;">(裏面へ)</p>

					<p>いずれの条文も、こどもが自分らしく、安心して生きていいと感じられ、保護者も安心して相談でき、支えられるようにするという思いを込めているものです。今後、逐条解説などを通じて、こうした趣旨が市民の皆様に分かりやすく伝わるよう努めます。</p>
--	--	--	--	--	--

令和8年度こどもの権利条例に向けた
こどもまんなかミーティングほか（これまで・今後の予定）

日 程	こどもまんなかミーティング取組・予定
令和8年3月28日	関高校探究活動発表会・ワークショップ「まちの未来、こどもの未来」
令和8年4月15日 ～5月14日	条例案パブリックコメント
令和8年5月23日	こどもの権利条例を考える会～実効性を高める取組を考える～
随時	関市こども未来みんなのひろば
令和8年5月23日	関市民生委員児童委員協議会グループ研修会「こどもの権利条例について」 以降、5/30、6/6、6/13、6/20 計5回
令和8年5月29日	子ども・子育て会議（第1回） ・パブリックコメント結果など条例案修正
令和8年6月13日	こどもの権利条例を考える会～関高校生徒による発信～
随時	こども・若者自身による啓発、意見発信の場
随時	学校や地域団体と連携したワークショップ
随時	各種啓発イベント
時期未定	小中学校への普及啓発
時期未定	地域共生ネットワーク会議での研修
時期未定	庁内職員研修「こども・若者の意見と施策反映」
令和8年7月	行政情報課へ議案提出
令和8年7月15日	アクティブGメンボランティア育成セミナーでの研修
令和8年8月	法令審査会
令和8年8月 5日	関市自治会連合会福祉部・関市民生委員児童委員協議会・関市社会福祉協議会合同研修「こどもの権利について（講師：木村泰子氏）」
令和8年8月 6日	要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会での研修
令和8年9月	議会第2回定例会議案提出
令和8年10月1日	条例施行
令和8年10月ごろ	地域委員会への啓発
令和8年12月	広報せき特集による啓発
令和8年12月ごろ	関市こどもの権利フェス（仮）
令和9年1月ごろ	こども・若者議会
令和9年4月	権利擁護委員会の設置